

## 信号機設置の基準

報告資料3-1 交通規制の根拠

報告資料3-2 「信号機設置の指針」について

報告資料3-3 信号機の設置及び撤去における自動車等交通量の条件

## **交通規制の根拠**

### **道路交通法 第4条 第1項**

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。（以下省略）

# 「信号機設置の指針」について

平成27年12月28日付警察庁交通局長通達

## 信号機の設置方針

交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状等を調査分析し、他の対策により代替が可能か否かを考慮し、真に必要な性の高い場所を選定するものとする。

## 信号機設置の条件

信号機を設置する場合は、次の①のいずれの条件にも該当する(見込まれる)とともに、原則として②のいずれかの条件に該当すること。

### ① 信号機設置の必要条件

#### 幅員の確保

★ 赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員が確保できること。(一方通行を除く)

#### 滞留場所の確保

★ 歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保出来ること。

#### 自動車等往復交通量

★ 主道路の自動車等往復交通量が最大となる1時間の自動車往復交通量が原則として300台以上であること。

#### 隣接信号との距離

★ 隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていること。(誤認のおそれ等がない場合を除く。)

#### 信号柱の設置

★ 交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置出来ること。(信号柱を設置せず、良好な視認が確保出来る場合を除く。)

### ② 信号機の設置のための択一条件

#### 交通事故の発生

★ 信号機を設置する場所やその付近において設置により抑止出来た人身事故が過去1年間に2件以上発生しており、交差点の形状、視認性、車両の速度、同場所における物損事故の件数から分析して、交通の安全確保のため、他の対策により代替出来ないことと認められること。

#### 交通弱者の保護

★ 小中学校、幼稚園、児童公園、病院、養護老人ホーム等の付近において、生徒、児童、幼児、身体障害者、高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があること。

#### 交通量

★ 主道路、従道路ともに規定の交通量にあること。(別添図参照)

#### 歩行者の横断

★ 歩行者の横断需要が多いと認められ、横断しようとする道路の自動車等往復交通量が多いため歩行者が容易に横断することが出来ない場合。

# 「信号機設置の指針」について

平成27年12月28日付警察庁交通局長通達

## 信号機の撤去方針

交通環境の変化等により、交通量が減少したり、利用頻度が低下した信号機については、他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で、信号機の撤去を検討するものとする。

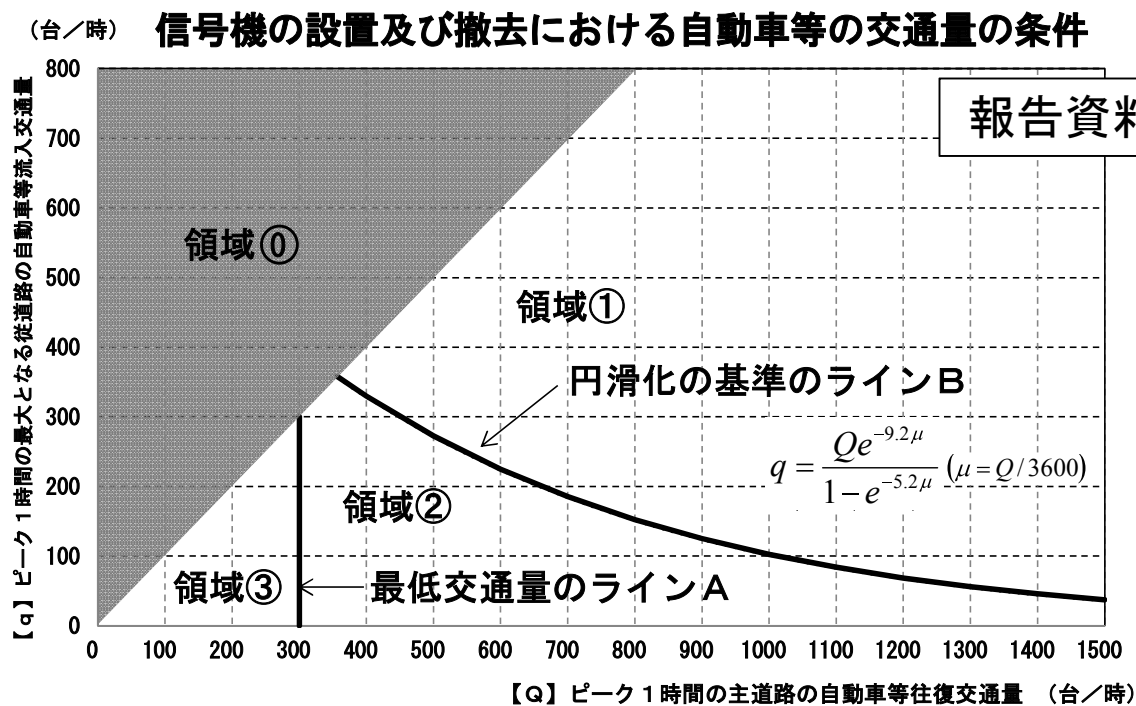
## 信号機撤去の考え方

①

交通環境の変化等により、信号機を設置している場所が信号機設置の条件に該当しなくなったときは、信号機の撤去を検討するものとする。

②

一灯点滅式信号機その他の常に灯火の点滅を行っている信号機については、一時停止の交通規制その他の対策により代替が可能な場合は、信号機の撤去を検討するものとする。



(図) 信号機の設置及び撤去における自動車等交通量の条件

注: ただし、ピーク1時間の主道路の自動車等往復交通量が300台未満であっても、1日のうち、ある1時間において、主道路の自動車等往復交通量が300台以上となる場合は、主道路の自動車等往復交通量が最大となる1時間をピーク1時間と置き換えることができるものとする。

## ラインの考え方

### 最低交通量のラインA

1時間の自動車等往復交通量が概ね300台以下となると、歩行者が信号無視をする割合の上昇が急となる傾向が見受けられたことから、300台を最低交通量のラインAとして設定した。

### 円滑化の基準のラインB

従道路に一時停止規制がある信号のない交差点において、従道路に渋滞が発生する限界交通量を算出する数式を円滑化の基準のラインBとして設定した。このラインより上側の領域(ライン含む)では従道路に渋滞が発生し、下側の領域については従道路に渋滞が発生しないと考えることができる。

## 領域の考え方

**領域①** 理論的に描画されない領域(網掛け部分)

### 領域①

設置: 交通の円滑の確保の観点から、信号機の設置が可能な場所

撤去: 交通の円滑の確保の観点から、原則として信号機の撤去について、環状交差点の導入等の十分な検討を要する場所

### 領域②

設置: 交通の円滑の確保の観点から、信号機の設置を要しないが、交通の安全の確保の観点から信号機の設置について検討できる場所

撤去: 交通の安全の確保の観点から、問題がない場合については、信号機の撤去について検討できる場所

### 領域③

設置: 原則として信号機の設置を要しない場所

撤去: 原則として信号機の撤去の検討を要する場所